

平成30年度高松市営墓地・墓地公園使用者募集要項（原則先着順）

《申込期間 平成31年2月28日（木）まで》

※郵送（当日必着）又は持参により受け付けます。

使用者の資格要件については、特に注意してお読みください。

も く じ

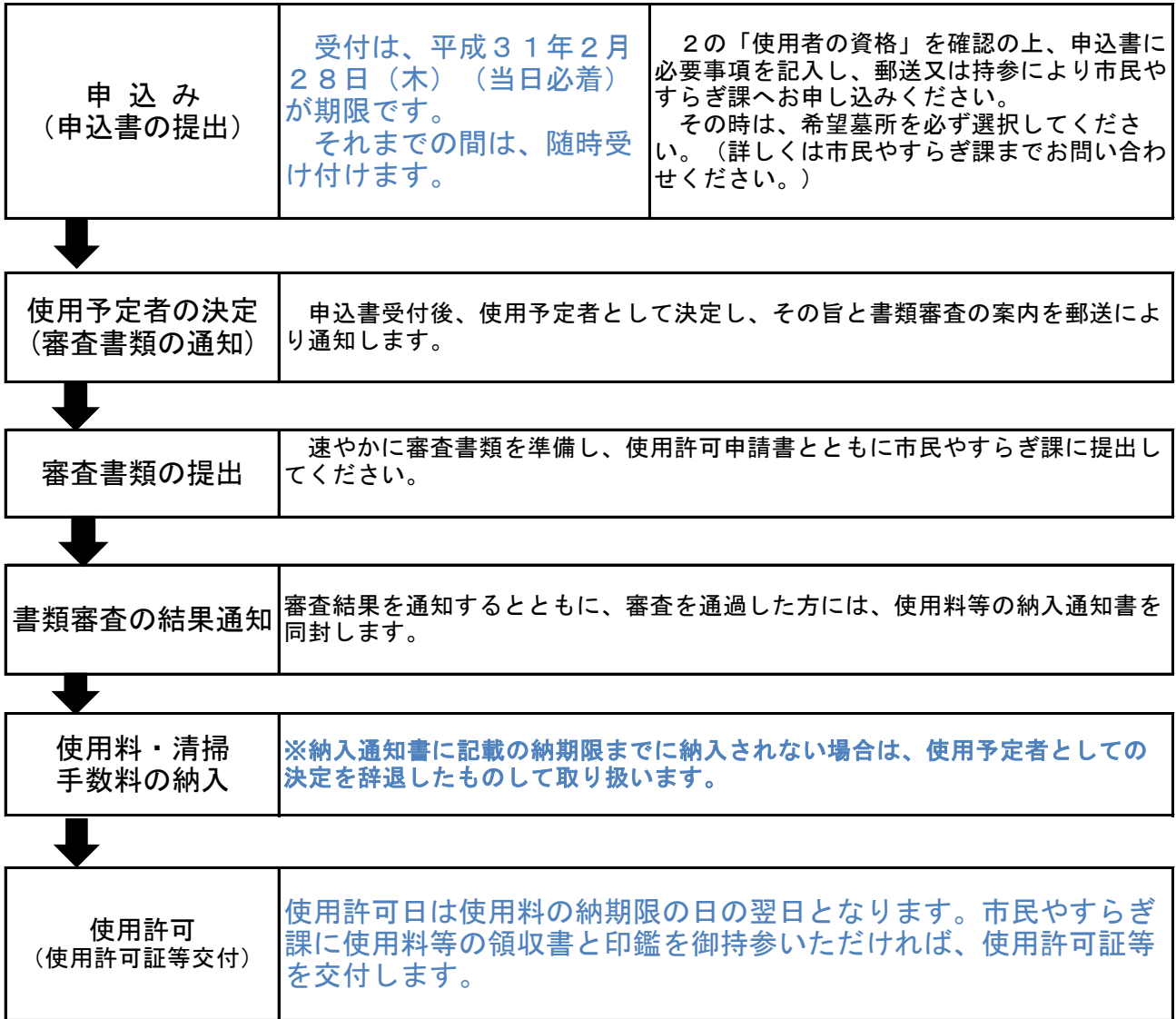
頁

1	申込みから使用開始まで	2
2	使用者の資格要件	3
3	申込方法	3～4
4	使用許可申請・資格審査	5
5	使用料・清掃手数料の納入	5
6	使用許可証の交付	5
7	使用上の条件	6～7
8	墓地・墓地公園の所在地	7～8
9	地図	9～13
10	申込書	14

【問い合わせ先】 〒760-8571
高松市番町一丁目8番15号
高松市役所 11階 市民やすらぎ課 墓園係
Tel 087-839-2273

本年度に公募に付した墓所のうち、使用者の決定していない墓所について、先着順により墓所使用者を決定するため、次により募集をします。
 「先着順」とは、墓所使用の申し込みのあった順に使用者を決定する方法のことです。

1 申込みから使用開始まで



2 使用者の資格要件

書類審査で次の資格要件を満たしていると認められない場合は、使用許可を受けることができませんので、御注意ください。

《資格要件》

- (1) 市内に住所を有していること。
- (2) 埋蔵すべき焼骨を所持していること。
- (3) 焼骨の祭祀を主宰すべき者であること。（「祭祀を主宰すべき者」とは、「親族の合意の下に、葬儀の喪主あるいは法事の施主を務めるなど、現在その焼骨をお守りしており、なおかつ、将来にわたって焼骨及び墓所を守り、管理していく立場にある者」をいいます。）
- (4) ばあがいけ ひがし ぼち 姥ヶ池東 墓地、まつい だに ぼち 松井谷墓地、きたむら きょうどう ぼち 北村共同墓地を希望される方は、現に市営墓地に墓所の所有権を有していないこと。
へいわ こうえん ぼえん 平和公園墓園、又は むつめ こうえん ぼえん 六ツ目公園墓園を希望される方は、現に へいわ こうえん ぼえん 平和公園墓園、むつめ こうえん ぼえん 六ツ目公園墓園内に墓所の使用権を有していないこと。
ただし、市営墓地・市営墓園の墓所を返還し、改葬する場合があります。

- ※ 使用許可を受けた日から墓所を使用（墓碑等の建立）しないで3年を経過したときは、高松市墓地条例又は高松市墓地公園条例に基づき、使用許可が取り消される場合がありますので、御注意ください。

3 申込方法 【申込みの期限は、平成31年2月28日（木）必着です】

申込書（14ページにありますので、必ずこの用紙を御使用ください。）に必要事項を記入し、市民やすらぎ課へ郵送又は持参により、お申し込みください。申込み期限は平成31年2月28日（木）必着です。

※ 4ページの《申込みに当たっての注意事項》を必ずお読みください。

《先着順の募集に付す墓所》

先着順の募集に付す墓所は次のとおりです。

希望墓地及び希望墓所を必ず選択してください。

各墓所の公募区画（墓所）は市民やすらぎ課、又は高松市ホームページで閲覧することができます。（詳しくは市民やすらぎ課までお問い合わせください。）

ばあがいけ ひがし ぼち 姥ヶ池東 墓地（1㎡当たり18万9千円・清掃手数料を含む）

面積（㎡）	墓所の数	使用料（円）
1.61～2.20	60	304,200～415,800

まつい だに ぼち 松井谷墓地（1㎡当たり14万7千円・清掃手数料を含む）

面積（㎡）	墓所の数	使用料（円）
4.00	23	588,000

使用許可面積は、市が設置している縁石を含む4.00㎡ですが、構造物を設置できるのは縁石の内側部分です。

きたむらきょうどぼち
北村共同墓地（1㎡当たり8万5千円）

面積（㎡）	墓所の数	使用料（円）
3.60	11	306,000

へいわこうえんぼえん
平和公園墓園

面積（㎡）	墓所の数	使用料（円）	清掃手数料（5年毎）（円）
4.00	19	400,000	10,800

むつめこうえんぼえん
六ツ目公園墓園

面積（㎡）	墓所の数	使用料（円）	清掃手数料（5年毎）（円）
4.00	17	600,000	10,200

《申込みにあたっての注意事項》

- ・ 申込みは、資格のある方1人につき1通限りです。次の場合は、不適正な申込みとしてすべての申込みが無効になります。
 - (1) 同一人が複数の焼骨で申し込んだ場合（例、子が父の焼骨で1通、母の焼骨で1通それぞれ申し込んだ場合等）
 - (2) 複数の方が同一焼骨で申し込んだ場合（例、兄・弟が父の焼骨でそれぞれ申し込んだ場合等）
 - (3) その他、これらに類すると認められる場合
- ・ 申込書受付後は「申込者」「死亡者（焼骨）氏名」等の変更をすることはできません。
- ・ 「平成30年度高松市営墓地・墓地公園使用申込書（先着順）」（15ページ）以外の用紙による申込みは無効です。
- ・ 申込書の記載内容が不明確（記入漏れ等）な場合は、無効となります。不明な点がありましたら、必ず市民やすらぎ課までお問い合わせください。
- ・ 分骨の場合は、改葬（焼骨）による移転の場合と異なり、申込みをすることはできません。

4 使用許可申請・資格審査

使用予定者に決定した方について、使用資格の有無を確認するため、書類審査を行います。墓所使用許可申請書（使用予定者決定通知時に同封します。）に次の書類を添付して、市民やすらぎ課まで持参してください。

※使用予定者決定の通知文に示す期限までに次の審査書類を提出されない場合は、失格となりますので、御注意ください。

提出いただく審査書類

- (1) 住民票の写し （本籍記載のある、交付の日から3ヶ月以内のもの）
- (2) 埋火葬許可証（原本）又は改葬許可証（原本）
- (3) 死亡者と申請をする者との続柄を証明する書類（戸籍謄本等）
- (4) 祭祀を主宰すべき者であることを証明する書類

※ (1)については、申請者本人の住民票の写しを提出してください。

※ (4)については、遺言書・親族の同意書・申請者が喪主であることを確認できる葬儀の領収書等（喪主及び故人の記載のあるもの）を提出してください。

5 使用料・清掃手数料の納入

書類審査で資格があると認められた方には、審査結果の通知にあわせ、使用料及び清掃手数料の納入通知書兼領収書を同封します。（清掃手数料は、納入が必要な墓地・墓地公園のみです。）

納期限までに納入されない場合は、辞退されたものとして取り扱います。

※ 納入した使用料及び清掃手数料は、返還することができません。（ただし、使用許可を受けた日から起算して3年を経過する日までの間に墓所を使用することなく返還した場合に限り、申請により、既納の使用料の2分の1の額を返還します。なお、清掃手数料は返還できません。）

6 使用許可証の交付

使用許可の日は、使用料等の納期限の日の翌日となります。市民やすらぎ課に使用料等の領収書を御持参いただければ、使用許可証等を交付します。

墓碑等の建立は、使用許可証を受け取った後に行ってください。（業者への発注は、審査結果通知の到達後に行ってください。また、次の使用上の条件等に御注意ください。）

7 使用上の条件

墓所における埋蔵施設等は、次の基準に従って設置してください。

墓碑建立の際は、着工前に「墓所における工事着工承認申請書」を、工事完了後に「墓所における工事完了届」を市民やすらぎ課に必ず提出してください。なお、各墓地の高さ制限は、地盤面（通路）からの高さとします。

ばあがいけ ひがしぼち まつい だにぼち 姥ヶ池東 墓地・松井谷墓地

- (1) 墓碑の数は1基とし、高さ2メートル以内とすること。
- (2) 盛土による設備の高さは、0.3メートル以内とすること。
- (3) 囲障設備の高さは、1メートル以内とすること。
- (4) 門柱及びこれに類する設備の高さは、1.5メートル以内とすること。
- (5) 巻石（縁石）は市が設置している施設ですので、使用者が使用できるのは、巻石（縁石）の内側です。
- (6) 墓所内に植木等の植栽はしないこと。
- (7) 墓所内の整地は、砂利又は碎石をもって行い、残土処理は、他人に迷惑を及ぼさないこと。

きたむら きょうどうぼち 北村共同墓地

- (1) 墓碑の数は1基とし、高さ2メートル以内とすること。
- (2) 盛土による設備の高さは、0.3メートル以内とすること。
- (3) 囲障設備の高さは、1メートル以内とすること。
- (4) 門柱及びこれに類する設備の高さは、1.5メートル以内とすること。
- (5) 墓所内に植木等の植栽はしないこと。
- (6) 墓所内の整地は、砂利又は碎石をもって行い、残土処理は、他人に迷惑を及ぼさないこと。

へいわ こうえん ぼえん 平和公園墓園

- (1) 墓碑及び墓標以外の設備をしないこと。（灯籠立て・塔婆立て等は、設置できません。）
- (2) 墓碑及び墓標は、規格に従って設置すること。
- (3) 墓所内に植木等の植栽はしないこと。
- (4) 墓所内の整地は、砂利又は碎石をもって行い、残土処理は、他人に迷惑を及ぼさないこと。

む め こうえん ぼえん
六ツ目公園墓園

- (1) 墓碑の数は1区画1基とし、高さ2メートル以内とすること。
- (2) 墓碑及び墓標以外の設備をしないこと。
- (3) 囲障設備の高さは、1メートル以内とすること。
- (4) 盛土による設備の高さは、0.3メートル以内とすること。
- (5) 墓所内に植木等の植栽はしないこと。
- (6) 墓所内の整地は、砂利又は碎石をもって行い、残土処理は、他人に迷惑を及ぼさないこと。

※墓地又は墓園の管理上必要があると認めるときは、上記以外の条件を付すことがあります。

8 墓地・墓地公園の所在地

ばあがいけ ひがし ぼち
姥ヶ池東墓地 (9ページ)

所在地	高松市宮脇町二丁目10番56号
施設	水汲み場

まつい だに ぼち
松井谷墓地 (10ページ)

所在地	高松市牟礼町牟礼1701番地1
施設	駐車場、水汲み場

きたむら きょうどう ぼち
北村共同墓地 (11ページ)

所在地	高松市庵治町1443番地
施設	トイレ、駐車場、水汲み場

へいわ こうえん ぼえん
平和公園墓園 (12ページ)

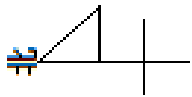
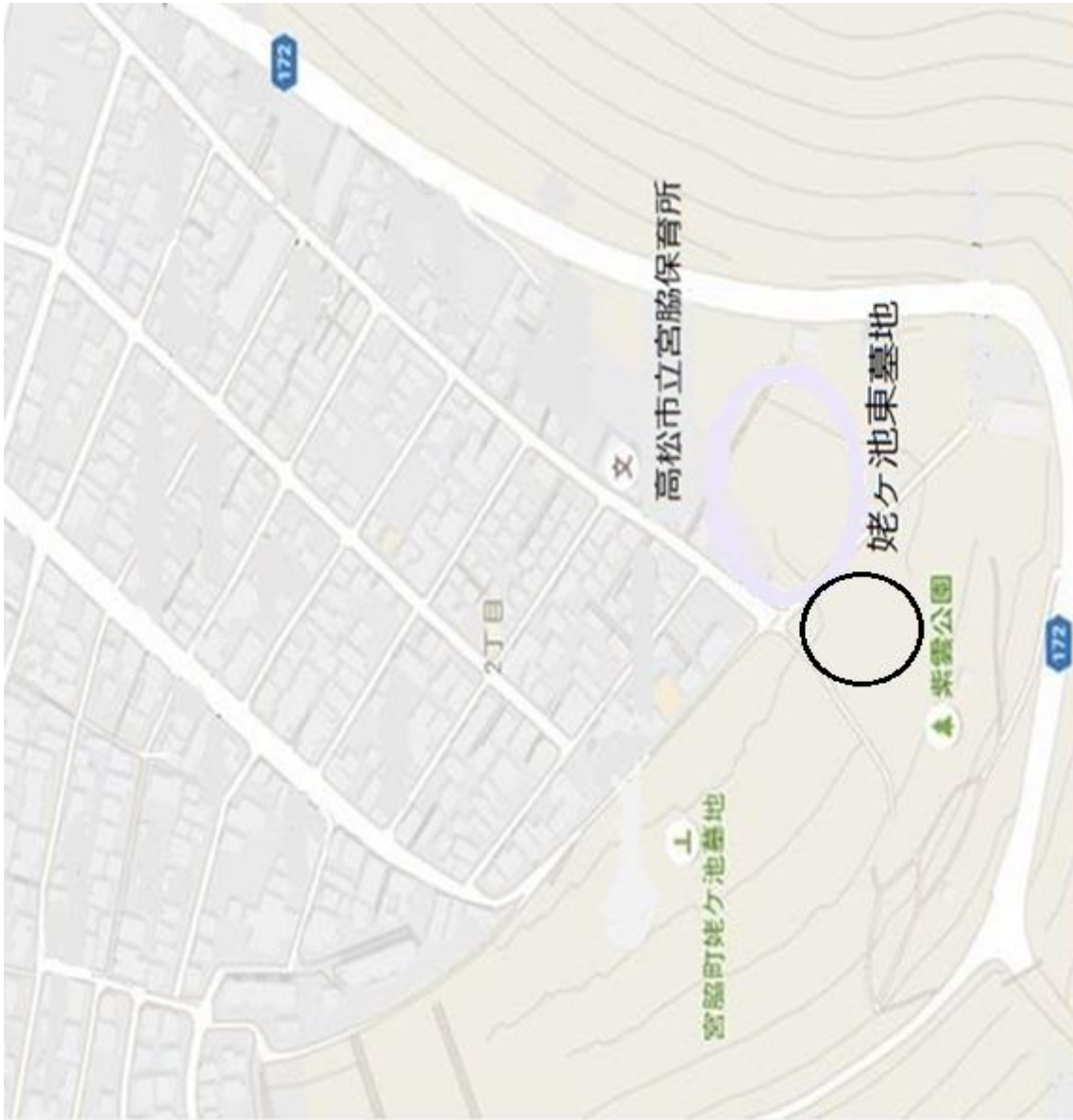
所在地	高松市三谷町2851番地
施設	管理事務所、トイレ、駐車場、水汲み場、芝生広場
墓所面積	4㎡(間口1.6m×奥行2.5m、間口1.58m×奥行2.532m)
墓所総数	6014区画

む め こうえん ぼえん
六ツ目公園墓園

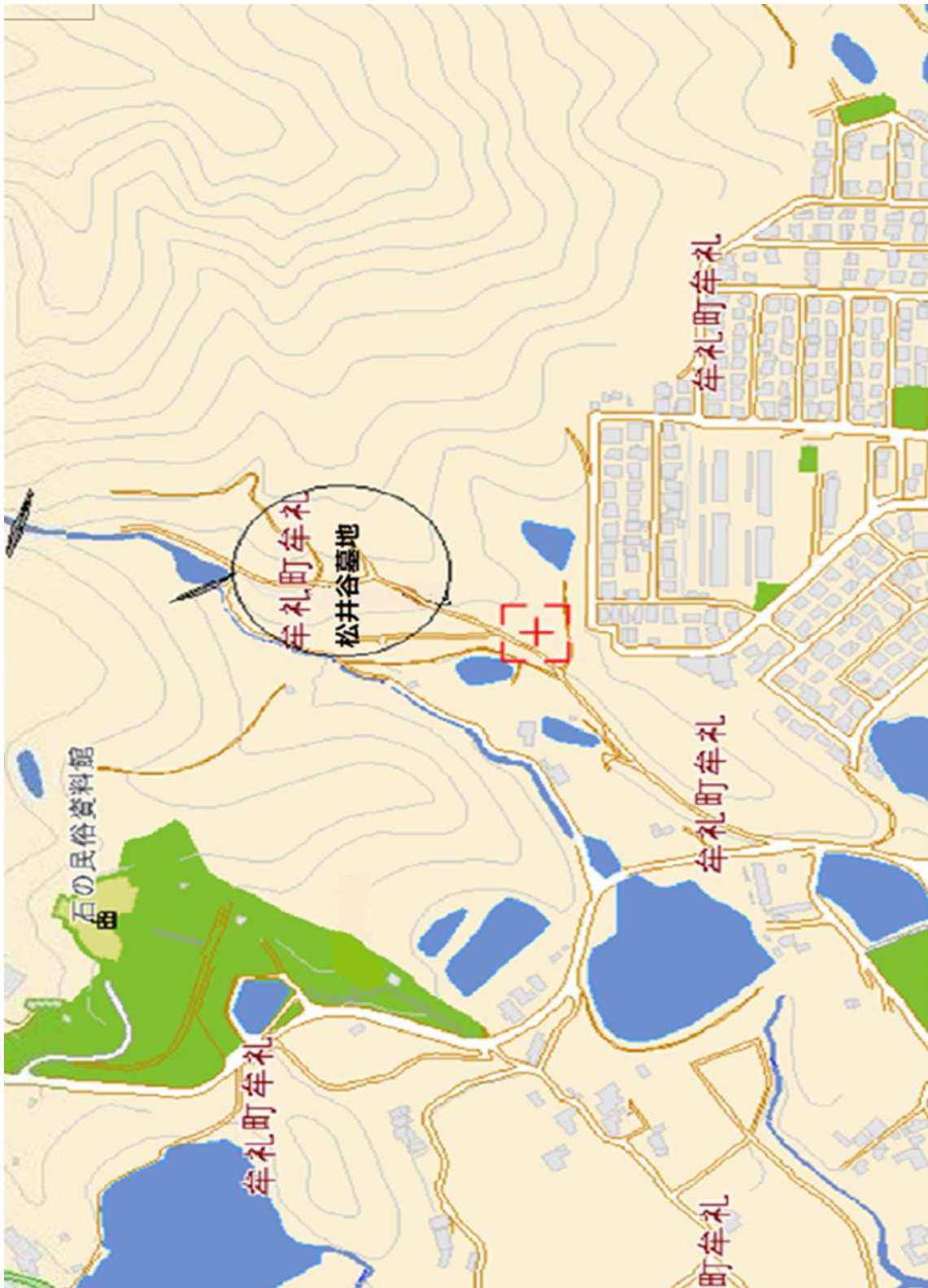
(13ページ)

所在地	高松市国分寺町福家乙39番地1
施設	管理棟、トイレ、駐車場、東屋、展望所、パーゴラ、水汲み場
墓所面積	4 m ² (間口2.0m×奥行2.0m)
墓所総数	176区画

姥ヶ池東墓地 高松市宮脇町二丁目10番56号



松井谷墓地 高松市牟礼町牟礼1701番地1



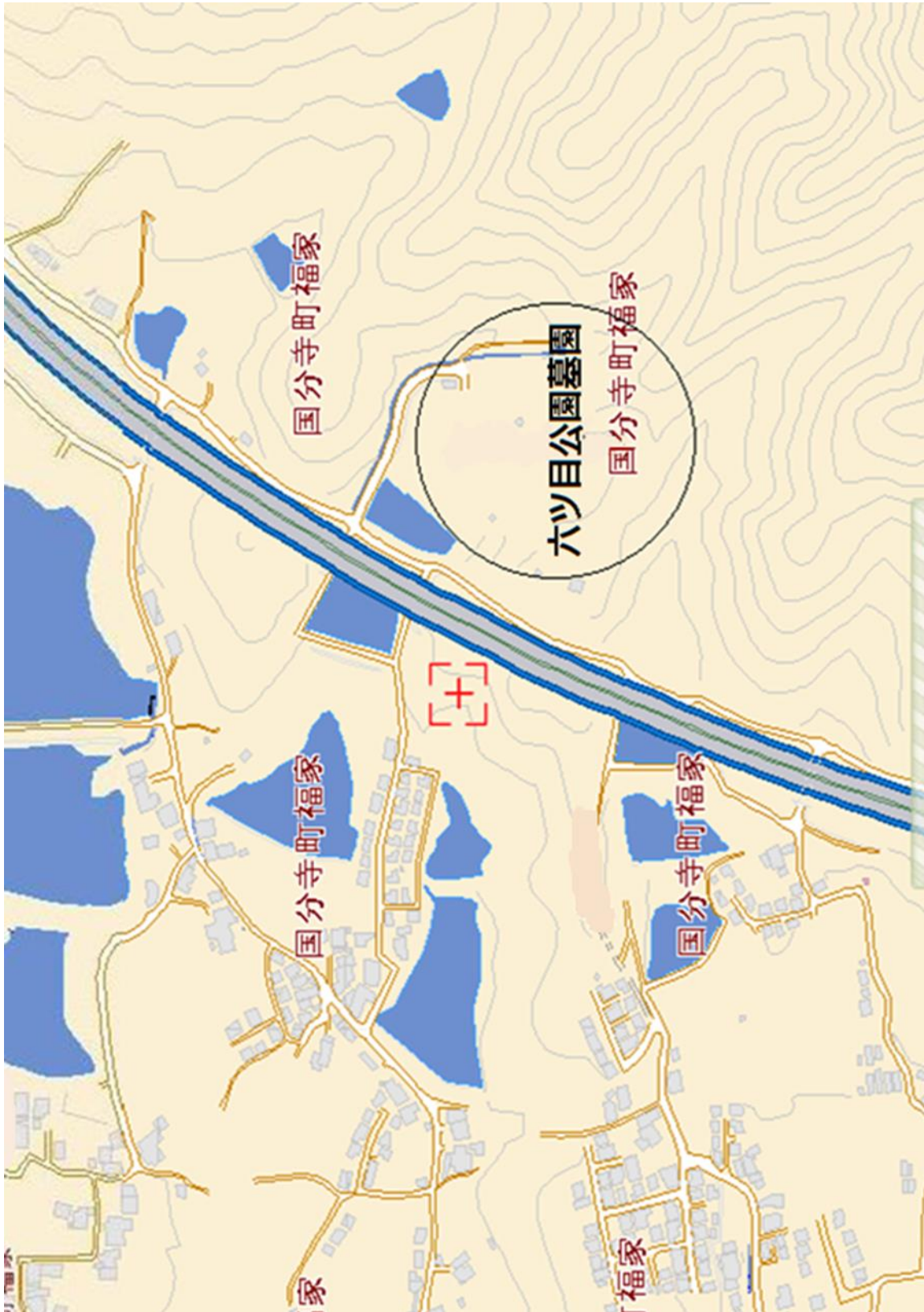
北村共同墓地 高松市庵治町1443番地



平和公園墓園 高松市三谷町2851番地



六ツ目公園墓園 高松市国分寺町福家乙39番地1



平成30年度高松市営墓地・墓地公園使用申込書(先着順)

平成30年 月 日

(宛先) 高松市長

〒

申込者住所
ふりがな
氏名
電話 ・自宅
・携帯

印

次のとおり、墓地・墓地公園の使用を申し込みます。

墓地名	面積(m ²)	希望墓地1箇所に、○をつけてください。	希望する墓所の区画番号を記入してください。
		希望墓地	希望墓所
姥ヶ池東墓地	1.61~2.20		
松井谷墓地	4.00		
北村共同墓地	3.60		
平和公園墓園	4.00		
六ツ目公園墓園	4.00		
死亡者 (焼骨)	ふりがな 氏名	申込者から見た続柄	
	死亡日	年 月 日	
添付書類			
備考欄			